参考様式第５－１号

南あ農振発第553号
令 和 8 年 9 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長　守本　憲弘

市町村名 （市町村コード）	南あわじ市 （28224）
地域名 （地域内農業集落名）	賀集鍛治屋 （賀集鍛治屋）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月28日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

【地域の概要】　区域内の農用地等の面積は54.7ha（田52.4ha、畑2.4ha、713筆）、耕作者は95経営体で1経営体あたりの平均経営面積は0.58haである。水稲（表作）と玉葱等の秋冬野菜（裏作）を基本とし、一部で施設園芸（高糖度ミニトマト等）を作付けしています。作付状況では27.4%の農家が既に「保全（草刈等）」で、営農をやめ管理のみに移行した農地がある。

【高齢化と後継者】　調査結果を耕作者ごとに集計した結果、回答のあった82経営体（53.1ha、地域の97%）のうち、７０歳以上は43名で、その経営面積は25.9ha（地域の48.8%）に達する。さらに、そのうち後継者が「いない」と答えた29名の農地15.2ha（区域の28.6%）は、１０年以内に確実に受け皿が必要となる。
後継者が「いない」の回答者は全体で45名、26.2ha。後継者が「いる」と答えた方も、その後継者が「農業をやってくれそう」なのは9名、7.9ha（区域の14.9%）にとどまる。年齢構成は４０歳代6名、５０歳代10名、６０歳代21名、７０歳代31名、８０歳以上12名で、農業法人が2社です。また、作目を「保全管理（草刈等）」と答えた方が26名で4.1haあり、既に営農をやめて管理のみとなっている農地が区域内に存在する。

【悩みの上位】　アンケートの回答では、１位高齢化で、いつまで続けられるかわからない18.7%、２位畦畔が多く、草刈りなどの管理が大変18.1%、３位機械の維持管理、更新にお金がかかる16.8%。この３項で回答の過半（53.6%）を占める。なお鳥獣被害の増加は6.5%である。

【ほ場整備済み区域と未整備区域の差】　当地域は、地番1200番以降のほ場整備済み区域24.1ha（158筆、１筆平均15.2ha）と、1200番未満の未整備区域30.6ha（555筆、１筆平均5.5a）にほぼ半分ずつに分かれ、両者の状況は明確に異なる。耕作放棄地2.0haは全て未整備区域で発生しており、整備済み区域には１筆もない。離農、規模縮小の意向も、整備済21%に対し未整備42%と2倍である。逆に引き受け予定の担い手が現在耕作している農地の８割（4.0ha）は整備済区域に集中している。アンケートでも「規模を拡大していく」と答えた２名は２名とも「基盤整備済みの農地が良い」と回答し、「集落内の農地であればどこでも良い」は０名であった。

【課題】　７０歳以上の農業者が区域内農地の48.8%（25.9ha）を担い、そのうち15.2haは後継者不在である。受け皿となる担い手は既に地域内にいる（拡大意向５経営体）。しかし担い手が引き受けられるのはほ場整備済のほ場に限られ、未整備区域では出し手がいても受け手がつかない。その結果、耕作放棄は未整備区域だけで進行しており、放置すれば未整備区域30.6ha（区域の56%）が順次耕作放棄に向かう。悩みの２位、３位である草刈り負担と機械費用も、小区画、分散したほ場に起因する。残る未整備区域のほ場整備が、当地域の農地と田園風景を維持するための前提条件である。

（2） 地域における農業の将来の在り方

【目指す姿】　残る未整備区域30.6haのほ場整備を進め、区域全体を大区画・汎用化されたほ場とすることで、地区内の担い手が引き受けられる農地に変える。これにより、10年後も区域内54.7haの全ての農地が耕作される状態を維持し、鍛治屋の田園風景を次の世代に引き継ぐ。

【担い手は不足していない】　70歳以上、後継者不在の農地15.2haをはじめ、今後10年で担い手の交代が必要な農地は少なくない。一方で当地域には規模拡大の意向を持つ5経営体（株式会社タケライス、株式会社ケンちゃんファーム、土居俊昭、川添史朗、居神浩和）があり、うち2経営体は農業法人である。離農、規模縮小、後継者不足により今後手放される見込みの農地は21.8haであるが、これらの経営体が引き受けることで、区域内の農地はすべて担い手に引き継ぐことができる（別紙参照）。地域の問題は、担い手がないことではなく、担い手が引き受けられる状態の農地が足りないことである。

【営農の方法】　水稲（表作）と玉葱等の秋冬定植野菜（裏作）による土地利用型の輪作体系を基本とし、年間を通した雇用の安定に施設園芸（高糖度ミニトマト等）が寄与する。大区画化に合わせて、自動給排水装置、自動操舵トラクター、リモコン草刈り機、ドローンによる農薬散布等のスマート農業技術を導入し、少人数で広い面積を管理できる体制をつくる。

【地域ぐるみの保全管理】　既に地域で実践している次の取り組みを、区域全体に広げる。
・株式会社タケライスによる、50馬力の大型トラクターに斜面対応モアーを装着した法面草刈りの受託。各農家が個々に行ってきた草刈りを大幅に省力化しており、アンケート2位の「畦畔の草刈り」の負担に直接対応するものである。
・鹿の子池に設置したスマートフォン遠隔監視カメラ（田主で管理）による水位確認。その都度ため池を見に行く必要がなくなり、見回りの負担を軽減している。
ほ場整備による畦畔そのものの減少と併せ、草刈り面積を根本から減らしていく。

【次の世代へ】　人材育成を地域ぐるみで支援する仕組みをつくり、新規就農者の受け入れ体制を整備する。あわせて、栽培作物の地域ブランド化や規格外品を活用した加工品の開発により収益性を高め、次の世代が就農を選べる地域を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.7 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農地とする。（区域は添付の図面のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

　ほ場整備事業計画図面に担い手耕作者の貼り付けを行い、ほ場整備事業区域内の集積率8割以上を目指す。現状耕作者のうち、離農・規模縮小意向のある21.8haのほ場を、拡大意向のある5営業体へ計画的に引き継ぐ。分散した小区画を大区画に再編して担い手ごとにまとまった団地を形成し、「ほ場が点在していて作業効率が悪い」という課題の解消を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方針

　当地域のほ場整備事業は農地中間管理機構関連事業であるため、事業採択がされれば速やかに農地中間管理機構に農地を預ける手続きを進める。
　同事業は、農地バンクが借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに基盤整備を実施できる制度であり、高齢化が進み費用負担への不安が大きい当地域にとって、未整備区域を整備する最も現実的な手段である。
　一方、ほ場整備済みの区画は農地バンクを経由しなくても借り手がつくのが実態であり、未整備区域を農地バンクに預けても現状では借り手がつかない。したがって、機構の活用は「ほ場整備とセットで行う」ことを前提とする。

（3）基盤整備事業への取組方針

　未整備区域31.0haについて、農地中間管理機構農地整備事業により大区画化・汎用化を図る。整備に合わせて自動給排水装置やRTK-GNSS基準局等のスマート農業の基盤を導入し、水管理・草刈りの省力化を進める。
　既に整備済みの区域（地番1200番以降24.1ha）については、耕作放棄地が発生していない現状を維持し、担い手への集約を進める。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

　目標地図に位置図けられた認定農業者は14営業体（うち農業法人2社：株式会社タケライス、株式会社ケンちゃんファーム）であり、これらを地域の中心的な担い手として位置付ける。
　アンケートの結果によると、「農業をやってくれそう」な後継者がいる農業者は、9名・7.9ha（14.9%）に留まることから、地区内の継承だけに頼らず、新規就農者の受け入れを進める。就農支援組織の構築、研修受け入れ、経営継承の相談体制の整備に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

　法面の草刈りについては、株式会社タケライスが50馬力の大型トラクターに斜面対応モアーを装着して受託を行っており、各農家が個別に行ってきた作業の省力化が実現している。
　アンケートでは「畦畔が多く、草刈りなどの管理が大変である」が悩み2位（18.1%）であることから、今後は受託の対象範囲・受託者・料金体系を地域内で明確化し、農業支援サービス事業者として位置付けられる体制の整備を目指す。あわせて多面機能支払い交付金等を活用し、地域共同での保全活動として継続できる形をつくる。
　また、ドローンによる農薬散布についても株式会社タケライスへの発注が地域内でまとまりつつある。従来は地区外の事業者に個別に対応していたが、地域内の業者に集約することで、価格と作業時間の調整がしやすくなる。今後、法面草刈りと併せて農業支援サービス事業者として位置付ける。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①（鳥獣被害防除対策）　鳥獣被害は鹿の子池の周辺とその麓のほ場に多く発生している。当該地区においては、すでに防護柵が設置されいる区間がある。今後は、増設も含め継続的に維持管理を行う。
③（スマート農業）　ほ場整備に合わせて、自動給排水機器、自動操舵トラクター、リモコン草刈機を導入する。ドローンによる農薬散布は、株式会社タケライスへの発注として地域内でまとまりつつある。個々に機械を持つのではなく地域内の授業者へ委託する形で進める。
⑦（保全・管理等）　大型トラクターと斜面対応モアーによる法面草刈りの共同化を進め、畦畔の草刈り負担を軽減する。ほ場整備による畦畔の減少と併せ、草刈り面積そのものを減らす。
⑧　（農業用施設）　鹿の子池にスマートフォンから水位・状況を確認できる監視カメラを設置し、田主が管理している。その都度見に行く必要がなくなり、見回りの負担が軽減された。今後、他のため池・水路の保全と併せて同様の取り組みを広げる。